

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 蕨市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	4	2	104,800	6	0	0	104,800
1	80	キシレン	4	2	452,000	2	0	0	452,000
1	300	トルエン	5	1	997,400	1	1,400	0	996,000
1	392	ヘキサン	4	2	328,700	4	0	0	328,700
1	400	ベンゼン	4	2	59,600	7	0	0	59,600
1	691	トリメチルベンゼン	4	2	421,000	3	0	0	421,000
1	731	ヘプタン	4	2	120,200	5	0	0	120,200
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	4,500	8	4,500	0	0
		合計	—	—	2,488,200	—	5,900	0	2,482,300

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。